資料配布の場所・日時

- 1. 筑波研究学園都市記者会(資料配布)
- 2. 国土交通記者会(資料配布)
- 3. 国土交通省建設専門紙記者会(資料配布)
- 4.熊本市役所市政記者クラブ

日時:平成20年1月11日熊本市役所市政記者クラブ同時配布

解禁:新聞 1月17日(木)朝刊以降 ラジホ、テレビ1月16日(水)午後4時以降



平成20年1月11日 独立行政法人土木研究所

「熊本市及び独立行政法人土木研究所との土木技術に関する連携・

協力協定」調印式の開催について

今般、熊本市と独立行政法人土木研究所は、包括的な連携の下、相互に協力し、良質な社会資本の効率的な整備及び管理に寄与することを目的として「熊本市と独立行政法人土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定」を締結することとし、下記のとおり調印式を行います。

記

- 1 日 時 平成20年1月16日(水)13:15~13:45
- 2 場 所 熊本市役所 5 階庁議室
- 3 出席者 熊 本 市 側:熊本市長(幸山 政史) ほか 土木研究所側:土木研究所理事長(坂本 忠彦) ほか
- 4 次 第
 - (1)開式
 - (2)出席者紹介
 - (3)挨拶
 - (4)調 印
 - (5)閉式

閉式後、同会場にて会見を行います。

14:00 から 4 階モニター室で技術情報交換会を開催します。

【問い合せ先】

問合せは1月15日の9:00~17:00でお願い致します。

土木研究所 技術推進本部

(担当:菊地、児玉) 029-879-6800

熊本市 企画財政局企画広報部企画課

(担当:和田) 096-328-2035 都市建設局都市政策部都市計画課 (担当:土屋) 096-328-2502

熊本市及び独立行政法人土木研究所との土木技術に関する連携・協力 協定について

平成20年1月16日 熊本市·土木研究所

1 協定の目的

熊本市と土木研究所が土木技術に関する包括的な連携のもと、相互に協力を行い、良質な社会資本の効率的な整備及び管理に寄与することを目的とし、特に、次に掲げる事項について連携及び協力を行う。

- (1)技術的課題解決のためのパートナーシップの構築と連携強化
- (2)技術情報の共有を通じた地域技術力の向上及び技術の承継
- (3)技術者育成

2 協定の背景や特徴

土木研究所はこれまで土木技術に係る研究開発ならびに技術指導や成果の普及により、良質な社会資本の整備及び管理に無くてはならない役割を果たしてきた。 今後は、社会資本の整備主体である地方自治体等とより一層連携を密にし、現場 ニーズに即した技術支援を目指している。今回の熊本市との協定締結が地方自治 体との協定第1号であり、様々な面でモデルケースとしていきたい。

熊本市は、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に向けた都市基盤整備、中心市 街地の活性化等重要施策に取り組むとともに、市民の皆様に身近な既存施設の適 切な維持管理を行っていくことが重要な時期である。今後、政令指定都市が実現 すれば、今まで以上に自らの力でこれらの取り組みを進めていかなければならな い。このような時期に土木研究所と協定を結び、まちづくりを担う技術者の技術 力向上を図ることは重要と考える。

- 3 連携・協力に向けた主な取り組み
- (1)連携・協力を実施していくための窓口を双方に設置し、定期的に意見交換を行う。また、市で実施する様々な土木事業等について土木研究所から助 言や技術指導を受ける。
- (2)熊本市が抱えている土木事業等に係る諸問題の解決に向けた情報交換や技術的支援を行う。
 - (個別に協議を検討している主な項目)道路構造物の効果的な維持管理技術自然再生、共生を可能とする河川再生技術下水道施設の効果的効率的な維持管理について
- (3)熊本市の技術者の育成と現場ニーズの把握を行う。

土木技術分野における協力関係を構築することで、双方職員が交流でき、相談しやすい環境が整う。また、必要に応じて土木研究所に交流研究員として熊本市の技術者を派遣する。

4 協定書

参照 別紙1

熊本市及び独立行政法人土木研究所との土木技術に関する連携・協力協定書 (案)

熊本市(以下、「市」という。)及び独立行政法人土木研究所(以下、「土研」という。)は、次のとおり土木技術に関する連携・協力に関する協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市及び土研が、包括的な連携の下、相互に協力し、良質な社会資本の効率的な整備及び管理に寄与することを目的とする。

(連携及び協力する事項)

- 第2条 市及び土研は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。
- (1) 社会資本整備及び管理における技術的課題解決のためのパートナーシップの構築。
- (2) 技術情報の共有を通じた地域技術力の向上及び技術の承継並びに技術者の育成。
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項。

(連絡調整)

第3条 市及び土研は、本協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整 に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、市又は土研から特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定める事項について協議が生じた場合又は本協定に定めのない事項について 必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通作成し、代表者の署名押印の上、各1通を保有する。

平成20年1月16日

熊本巾伎	独立行政法人土不研究所 理事長